

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年8月26日（金） 第9426号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（448）（福祉監査指導課）・・・2
特定計量器の定期検査の実施（449）（くらしの安心推進課）・・・2
- ◇ 教委告示 物品売払代金の徴収事務の委託（5）（倉吉養護学校）・・・2

告 示

鳥取県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
一般財団法人恵仁会	米子市西町36-1	一般財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	居宅療養管理指導	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
一般財団法人恵仁会	米子市西町36-1	一般財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日

鳥取県告示第449号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡岩美町	令和4年10月4日（火）	午前10時から午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	令和4年10月7日（金）	〃	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月26日

鳥取県立倉吉養護学校長 中 家 岳 史

委託の相手	委託期間
合同会社あとあとの	令和4年8月11日から同月18日まで
COCCARACAFE	令和4年8月11日から同月25日まで